

平成 2 9 年第 2 回
福岡地区水道企業団議会定例会
決算等特別委員会会議録（議事要旨）
（平成 2 9 年 8 月 2 4 日開催・議案審査分）

福岡地区水道企業団議会

質疑・意見	答弁
○ 水源池が大変な災害に遭っているが、ある自治体の職員の話や新聞情報によると、とにかく人手が足りなくて困っているとのことである。福岡地区水道企業団においては、いろいろな形で協力しているとは思いますが、人的な支援について何か行っているのか尋ねる。 ○ そのような応援も結構なことであると思うが、行政実務の人手が足りないという悲痛な声が上がっており、被害の中身が非常に甚大であるということで激甚災害法の指定を受けることになっている。財務支局においても全力を挙げても人手が足りないと言っており、やはり当企業団や構成団体においては、意識的に連携をとって、被害の実態の調査実務など必要な作業等について、強力な支援をなすべきではないかと考える。そういう認識を持って臨んでもらいたい、所見を伺う。	△ 今回の九州北部豪雨の被災については、当企業団は、すぐに被災地である朝倉市、東峰村、日田市へ交流事業関係で常日ごろ連絡を取り合っている担当課を通して、状況の把握と支援物資などについて確認をとったところである。その後、朝倉市から飲料水の提供要請があり、ボトル水3,600本を提供している。 また、当企業団職員に対しては、ボランティア活動に参加するよう促しているところであり、既に数人が土日の休日やボランティア休暇等を活用して平日に参加しているところである。 △ 水源地が被災し、その被害も非常に甚大ということで当企業団としても非常に心を痛めている。支援については、現在、自治体同士、福岡県が中心になって支援の取りまとめを行っているところであるが、自治体ではなくて企業団という位置づけで、連絡が来ていないという事情がある。しかしながら水源地でお世話になっていることから、現在は、何かすぐにでもできることということで当企業団職員にボランティアを促しているところである。 今後、技術的な支援だけではなくて、事務的な支援もあるのではないかと思いますので、そういう支援が何かできないかということを被災地側と直接連絡をとって、何らかの対応を検討していきたいと考えている。

質疑・意見	答弁
○ 水資源の供給地であり、いろいろな形で努力をしてきたものが一晩にして流されてしまい、想像のできないような被害が出ており、台風19号のときの植栽林がなぎ倒されて、何倍もの激しい災害になっている。木を植えることそのものについても、疑心暗鬼になっている。原生林は余り影響を受けないというのは、視察に行ってみ聞しているが、そういう植林の根底的な知識からも根こそぎやられている感じである。やはり耐水能力が相当落ちてくるだろうと思う。確かに当企業団は自治体ではないので限界は承知しているが、他人事ではなくて、当企業団として行政組織の一部として、県と連携をとり、構成団体へ積極的に杵を乗り越えて働きかけ、早急に体制を整え、やれることはぜひ取り組んでもらいたいと強く要望しておくが、所見を伺う。 ○ 心強い返事をもらった。当企業団は、各自治体の各ブロックからの議会の議長が議員になっており、母都市としての福岡市からも多数の議員が参加している。 また、企業長初め、非常に強力なメンバーがその人材として当企業団に派遣されているということをお大変心強く思っている。しっかり応援を行ってほしい。 ○ 今回の九州北部豪雨に伴う(独)水資源機構管理施設の被害について、復旧費用については、今後利水者の負担も生じる可能性があるとのことだが、災害時における費用負担のルール等どのようなになっているのか尋ねる。	△ 今回、水源地域が被災している状況であるので、当企業団としては、朝倉市、あるいは日田市、東峰村を含めて、いろいろなチャンネルを持っており、常日ごろから連携を十分にとって、被災地側の要請に基づいて息の長い支援をやりたいと考えている。水道に関しては、福岡県南広域水道企業団、あるいは佐賀東部水道企業団もあり、3企業団で具体的にどのようなことができるのか協議しているところである。被災地側の要請を十分把握しながら、人的支援、あるいは物的支援等を考えているところである。また、福岡都市圏では流域連携基金があり、その活用や広報活動も行いたいと思っている。 △ 今回の(独)水資源機構施設の被災による復旧について、ダム、水源施設のそれぞれ、主務省庁、関連する省庁が幾つかあり、そのうち水道に関しては厚生労働省が所管の省庁となっている。それぞれの省庁が災害復旧に関連する法律なり要綱を持っており、水道に関しては水道法第45条の中で、国は、地方公共団体が水

質疑・意見	答弁
○ 国の責任で助成されているということは理解できるが、例えば自治体でない、一部事務組合の当企業団ということになったときに、自治体での激甚対策の助成が適用されているときに、それに見合うような制度になっているのか尋ねる。 ○ 2分の1から3分の2でもかなり大きな額であり、割合であるかもしれないが、残りの3分の1をどう手当てするのかというのは、それなりに財政的な負担というのは大きいと思う。ルールにのってやらざるを得ないと思うが、それぞれの自治体の水道料金に、はね返ることにならないということが第一義であると考えてるので、当企業団のほうで国との折衝等々、大変だと思うが、しっかりやるよう要望しておく。	道施設の災害の復旧を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんにつとめなければならないこととされている。その法律に基づいて、厚生労働省では上水道施設災害復旧費の補助金交付の要綱を定めており、それに基づいて補助金を出すことになっている。その補助金というのは、利水者である水道事業者が主務省に申請をして、県を通じて国から補助金が交付されるという形になっている。(独)水資源機構は、事前調整として主務省庁と関連省庁との協議調整、または財務省との調整を事前に行い、その後、水道事業者である当企業団が直接申請をするという仕組みになっている △ 厚労省が定める交付金の補助要綱の中では、今回の水道被災については、ダムの水源地、水道事業者の関連する水道施設の被害に対する復旧の補助という形になっており、激甚災害の指定がされた場合には補助率が手厚く2分の1から3分の2に上がるということが定められている。

質疑・意見	答弁
○ 福岡導水施設地震対策事業について、大規模災害、大規模震災等、近年、本当に起こっている中で、福岡導水施設の耐震化というのは急がれていると思う。平成30年から15年をかけて実施するということだが、その事業費も約300億円のうち3分の1の100億円を国の補助金で賄い、残り約200億円を当企業団が負担をするということになっている。これは構成市町がそれぞれ負担をするということになると思うが、現在、負担額について、どことどういう話を協議しているのか尋ねる。	△ 約290億円のうちの当企業団負担額約192億円の半分が各構成団体で繰出金を支出してもらう予定である。それぞれの負担額については、協定水量の割り当てに基づいて負担をお願いしており、現在、協議しているのは金額だけではなくて、建設負担金の支払方法を協議しながら意見を集約し調整しているところである。建設時点で負担金とするのか、それとも建設完了した後に割賦負担金という形で払っていくのか、構成団体と協議しているところである。
○ 支払方法については、各構成市町の事情によってそれぞれ認められるのか、あるいは、統一するのか。	△ それぞればらばらにということにはならないので、統一してどちらかの方法にする必要がある。それぞれ事情があるので、現在、調整しているところである。
○ 最終的にはいつ結論が出るのか。	△ 今のところ、滞りなく速やかに協議が調えば、30年度から事業着手となる。そのときに30年度から早ければ予算措置が必要となるので、それまでには協議を調えなければならないと考えている。
○ 五ヶ山ダムが、30年度供用開始を直前に控えて、28年度に5億7,968万円余を執行しているが、この内訳について尋ねる。	△ 決算額5億7,968万9,000円について、五ヶ山ダム建設負担金、五ヶ山ダムに係る水源地域対策特別措置法に基づく負担金等である。
○ 負担金が最も多額の費用の割合を占めている。五ヶ山ダムは、もともと1,050億円を投じて歳月をかけて今回完成の運びになった。日量1万トンということだが1,050億円の財源ごとの内訳について尋ねる。	△ 財源の内訳について、事業主体別の負担金の額は、福岡県が約587億円、福岡市が約368億円、福岡地区水道企業団が約85億円、春日那珂川企業団が約10億円である。

質疑・意見	答弁
○ 国や構成団体等の負担はあるのか。 ○ 3分の1の額を構成団体で負担をしてきたとのことであり、配分水量が日量1万トンということだが、1万トンの構成団体ごとの配分水量というものはあるのか。 ○ 13ページの表に、1万トンの内訳で、例えば福岡市が3,200トンとか、大野城市が1,000トンとかあるが、それに見合う料金収入というのはどうなるのか尋ねる。 ○ 配分水量が実際に各自治体に行くが、五ヶ山ダムの場合は全構成団体に行くのか。 ○ 資料では、久山町と宗像地区事務組合はゼロということになっているが。実際に出資金等の負担はある。企業団という性格上、やむを得ない点があるかと思うが、今後の施策の中で再考していく必要があると意見を述べておく。	△ 事業費の内訳については、国費として国庫補助金が2分の1入っている。構成団体の出資金として3分の1、残りを当企業債等の6分の1で財源構成をしている。 △ 資料2の13ページに1万トン開発分を協定水量上、各団体に仕分けた分での配分水量が記載されている。一番多いところで福岡市3,200トン、大野城市1,000トン、春日那珂川水道企業団1,000などの配分となっている。 △ 使用料金については、送水量に10円を掛けるような形になり、基本料金については、年間3億1,300万円相当が五ヶ山供用開始後の見合いの料金となる。福岡市については、そのうち1億円、大野城市については3,100万円等である。 △ 水量の増減については、資料のとおり、各団体への配分、送水する量はふえることとなるが、現実に五ヶ山ダムで開発された那珂川で取水した水が各団体に行くかという点、これはプールされた中で量がふえるので、直接、那珂川の水が行くとは限らない団体も出てくるものである。

質疑・意見	答弁
○ 五ヶ山ダムの現在の湛水状況を探ねる。 ○ 湛水の状況は、視察に行ったときにもつづさに見てきたが、実際にあと1年かけて残りの60%以上がきちっと湛水されるかどうかというのは見定めていかなければならないと思うが、実際に一番大きな問題となるのは、それをどこから取水場をとって、どこかの浄水場から流していくのかということである。この点について福岡市との協議はもう間近に迫ってきていると思うが、直近の状況を探ねる。 ○ 番托取水場から取水をして、乙金浄水場で浄水をしていくという方針は決まっていると思うが、福岡市の施設である乙金浄水場については、委託する場合の当企業団の委託費等は幾ら見込んでいるのか。 ○ 番托取水場、そして乙金浄水場、合わせて年間約1億円の負担が出てくるということで、福岡市の収益になるが、当企業団の委託費を福岡市に全面的にカバーしてもらうといった機構上の仕組みとかは何か考えているのか。 ○ 五ヶ山ダムの1万トンについて、かなり供給過多、水余り現象になるのではないかと指摘してきたが、五ヶ山ダムの、建設目的というのはどういうものだったのかを探ねる。	△ 五ヶ山ダムの湛水状況については、8月23日現在で32.3%の貯水率となっている。 △ 現在も福岡市とは費用負担についての協議を継続しており、予算措置、予算要求の期日までには協議を終えたいと考えている。 △ 乙金浄水場については、具体的な金額は、まだ福岡市と協議をしているところであり、固まった数字はないが、施設使用料、業務委託料や、途中、施設の拡充等もあるので、時期によって施設使用料は変わるであろうと想定し、一番直近の金額では、1億円前後から協議をしているところである。 △ 五ヶ山ダムで開発した水を処理するのも当企業団の責務として行う業務であるので、その処理を福岡市に委託する形となることから、全面的に福岡市に業務を行ってもらうが、費用についてはしっかり応分の負担を考えている。 △ 五ヶ山ダムの目的については、福岡都市圏に安定供給するために各構成団体が必要とする水量を踏まえて、県が策定した福岡地域広域的下水道整備計画に基づいて水源開発したものである。

質疑・意見	答弁
○ 五ヶ山ダムの負担金が1億円で、毎年支払いが続いていき、福岡導水施設の地震対策事業も15年間で290億円の事業費がかかり、そのうち当企業団、構成団体で192億円の負担となる。そして、海水淡水化施設の改良更新については、168億円で国の負担なしで単費である。これらは、構成団体、ひいては住民の負担が今後相当数ふえていくということである。長期財政収支計画として果たして十分に対応できるものなのか見通しについて尋ねる。 ○ 海水淡水化施設について、自身で海水淡水化施設の過去12年間の費用等を計算したが、28年度は16億8,000万円の赤字を出しており、12年間で166億円の累計赤字を出しているということを指摘した。しかし、この点については、企業団としては赤字としては認めず、企業団全体の陸水や海淡水を合わせた総合的な勘案でやっているという答弁であった。現実的にはこのような数字があるわけであるから、企業団の収支の財政状況も、海水淡水化施設の動向次第で調整することによって、経営の赤字、黒字の幅が変わってきており、ここに焦点を当てた対応をしていく必要があると思う。海水淡水化施設の維持費については、調べてみると、年間16億円から17億円程度かかっている。	△ 海水淡水化施設の更新の168億円については、当企業団側の単費であり、新たな出資金を求めることはないものである。福岡導水施設の地震対策事業については、約192億円の半分が当企業団の持ち出しで、あと半部分を構成団体に出資金として負担をしてもらうことになっている。五ヶ山ダムについても新規建設であるので、出資金を負担してもらい進めているところである。このことについては、前回の長期財政収支計画の見通しで織り込み済みであり、ある程度の概算事業費を見込んでおり、今回改定する前まで、現在の料金体系で乗り切れるという見通しである。今回、また新たに事業着手が近くなるものもあるが、大きな事業費の動きはなく、事業着手の年度が若干変わるところで、次期長期財政の見通しについても影響はほとんどないものと考えている。

質疑・意見	答弁
る。5万トン維持を目指して、現状調査をしてもコストの縮減はするけれども、こういう状況を進めていくと、やはり構成団体の負担、あるいは住民の負担という点から考えると、負担がふえていくのではないかと思う。そういう点から、抜本的にこの海水淡水化施設のあり方について見直すべきであり、廃止すべきだということを主張したのである。企業団というのは構成団体の努力とそれを賄う住民の税金で対応しているわけであるから、その点を十分勘案して、今後の財政収支計画については慎重に、これからの動向を踏まえて対応するよう要望しておく。 ○ 次期計画の長期財政収支見通しについて、長期財政収支見通しを水道ビジョン2018と同じ20年間のスパンで考えているようだが、極めて長いと思う。このような長い見通しで立てるのが適正なのか。根拠を尋ねる。 ○ 先ほどの議論もあったが、海水淡水化施設については、平成11年ごろ海水淡水化の事業費の議論をした記憶がある。そのとき、水を筑後川から依存している中で、筑後川の流域の住民の思いも含めて海水淡水化をやらなければならないと、極めて重要なことだと理解をした。選択の余地がそれしかなかったというぐらい、当時を思い出してみたらそうであった。それからしばらくたって、20年近くなってきたが、財政見通しを立てる場合、やはり途中できっちり見直してい	答弁 △ 次期長期財政収支見通しについては、水道ビジョンの財政的な裏づけを確認するという意味合いがあり、同じ期間の設定としている。また、20年間の試算が適正なのかということについては、基本的には修繕計画等サイクルで動く部分もあるので、そういった分を適宜置いて、適正な収支見通しを立てていきたいと考えている。 △ 具体的な経営については、30年度から33年度までの財政収支計画に基づいて行っていくこととしており、4年間というスパンなので、ある程度、精度の高いものが出るのではないかと考えている。20年後までの支出については、前提条件を設定した見込みの数字という形にはなる。それを踏まえて今後の料金等の収入について検討していく形になると考える。

質疑・意見	答弁
ないといけないような時期も来るのではないかと思う。そういったときに、今の時点での判断として更新費用だとか修繕費だとかというのはわかったとしても、果たして20年先まで読み切れるのだろうか。普通一般的に経済的に20年間というのは見通せないということにほとんどなっており、そういったところを現実的に、市民、利用者、自治体が納得してもらおうということがその前提として必要だと思うが、説得力ある20年間の見通しということになるのかどうか、所見を伺う。 ○ 経済成長が飛躍的に伸びるというのはあり得ないということは誰もわかっていて、都市圏はわからないが、ちょうど20年後に福岡市は人口のピークである。その後は人口が減っていくということは、水の供給量、需要量というのは減るということはわかっているわけであるから、それを踏まえて、極めて厳しく現実的な判断をしてほしいと思う。議会側としても厳しく判断していき、お互い緊張感を持って取り組んでいかなければならないと思う。現実的な厳し目で長期財政収支見通しに取り組むよう要望しておく。 ○ 五ヶ山ダムは渇水ダムとして日本で最初のダムである。水というものは、どんなに金を積んでもどうしようもないときもたびたびあった。海水淡水化施設の問題もいろんな議論があっている。責任ある立場で市民生活を担っていく、そういう面でやはりいろんな意見をしっかり踏まえながら健全化を図っていくことは大事であるが、水資源というのは非常に厳しいし、時間を要する問題を抱えながら	

質疑・意見	答弁
の推移である。いろんな形で変わることはあり得るにしても、一遍つくったものを廃止し、またつくるといのは、なかなか大変なことであるので、そういういろいろな議論があると思うが、海水淡水化に至る歴史でもいろいろな人の苦労もあったし、大変な議論を踏まえながらの今日の姿である。もしなかったら、やっぱり危ないときがたびたびあったことも福岡市議会の決算でも尋ねたことがある。いろいろな意見があることが当然であるし、そうでなければまた機能も熟成していかないので、そういうことを踏まえながら、特に水問題は特有な問題であるということをしかり踏まえてやるべきではないかと思っているので意見として述べておく。 ○ 耐震化について、耐震化事業というのは、年次計画で整備することになじむ政策なのか疑問である。本当に耐震化をきちんとしておかないと、何かあったときは大変だというならば、集中的にやるという考え方も必要ではないかと思う。いつ訪れるかもわからない、しかも、前回の西方沖地震は予兆だと言われる程度の地震といっても激しいものであった。やはり財政の知恵を振り絞ってでも国と相談しながら、短期で整備するという考え方も検討すべきでないか。何かあったときに備えるということは年次計画になじまないと思うが所見を伺う。	△ 耐震化について、当企業団では、耐震化の必要性について平成17～18年に調査し、その後、整備を進め、浄水場については、耐震化を全部完了している。残った施設が管路関係であり、現在、特に警固断層を横断する部分については、早急に耐震構造にしたいということで、耐震化対策として進めているところである。年次計画で、国の補助事業として進めており、補助採択が要望どおりでなく、次年度に一部工事の先送りという状況が、28年度、29年度も起こっている。当企業団としては、補助要望をしかり行っ、早く進めたいと考えているところである。執行については、不用額をかなり出している部分があるので、今後、執行管理も含めて、予算を適正に使っていきたいと考えている。